

国立大学法人群馬大学情報化推進に関する規則

令和 8. 4. 22 制定

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）情報化推進の在り方を検討し、学術情報基盤に係る将来構想及び基本方針を策定するための組織・体制の整備を図ることを目的とする。

(C I O)

第2条 本学に情報化統括責任者（Chief Information Officer。以下「CIO」という）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 C I Oは、本学の情報化推進に関する業務について統括する。

(C I O補佐)

第3条 C I Oを補佐し、本学の情報化推進に関する業務を行うため、C I O補佐を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 総合情報メディアセンター長
- (3) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教授
- (4) その他C I Oが必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号のC I O補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は、当該C I O補佐を必要と認めたC I Oの終期を超えることはできない。

(情報化推進室)

第5条 本学の情報化推進及び情報システムの円滑な運用のための最終決定機関として、情報化推進室を置く。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、C I O、C I O補佐及び情報化推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。